

守人第 173 号の 2
令和 2 年 11 月 24 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2020 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 期末手当の改定は、国の改定に準じて令和 2 年 12 月から実施する。
本年度の年末一時金は、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.2 か月とする。
なお、令和 3 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.275 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.225 か月とする。
 - 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
 - 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
 - 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。
また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当 1.25 か月とする。なお、会計年度任用職員の令和 3 年度以降の一時金については、6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.275 か月とする。
 - 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
 - 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。
- ※ 生活改善・職場改善については、次のとおりとする。
- 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて超過勤務の解消に努めていく。